

<p>請願番号</p>	<p>請願第21号</p>	<p>受理年月日</p>	<p>平成24年6月14日</p>
<p>請願の件名</p>	<p>平成24年度宮崎地方最低賃金改正等についての請願</p> <p>[請願要旨]</p> <p>平成24年度の宮崎地方最低賃金の改正に関して、宮崎労働局ならびに宮崎地方最低賃金審議会会長に対して意見書を提出されますよう請願いたします。</p> <p>[理由]</p> <p>わが国の最低賃金制は、昭和34年に最低賃金法が制定されて以来、賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、その労働者の改善を図ってきました。最低賃金は、賃金、物価の動向等に応じてそのほとんどが毎年改正されており、労働者の労働条件に重要な役割を果たしています。こうした中、政府は雇用戦略対話における最低賃金引き上げについては、(第4回会合2010年6月3日)2020年までの目標案として、新成長戦略で掲げている2020年までの平均で名目3%、実質2%を上回る成長を前提とし、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指すこと」との数値目標が初めて示され、2008年7月1日には40年ぶりに最低賃金法が改正施行されました。</p> <p>更には、非正規労働者の増大やそれにとまなう低賃金層の増大に対し、賃金の最低限を保障するセーフティネットを強化するという最低賃金制度の役割はますます大きくなる一方で、最低賃金の影響を直接的に受ける多くの未組織労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない状態にあります。</p> <p>宮崎県地域別最低賃金はこの3年間で、19円が引き上げられましたが、平成23年度の宮崎県最低賃金額は646円であり、全国でも低い水準です。</p> <p>地域別最低賃金を有効に機能させるためには、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっています。</p> <p>以上の観点から、貴議会におかれましては、本請願の要旨をご理解の上、宮崎労働局ならびに宮崎地方最低賃金審議会会長に対して意見書を提出されますようお願いいたします。</p>		

記

1. 平成24年度宮崎地方最低賃金の改正にあたっては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、必要最低生計費の実態、一般労働者の賃金水準の適切な反映、経済諸指標との整合性の確立、さらには中央水準との格差是正などを踏まえた上積みでの改正を図ること。
2. 宮崎県内で最低賃金以下の労働者をなくすために、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保をはかること。
3. 最低賃金の履行確保のための監督にあたる労働基準監督官の増員などにより監督行政の抜本的強化を図り、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高めること。
4. 最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実をはかること。また、安定した経営を可能とする対策を早急に行うよう国に対し要請すること。

紹介議員

田口 雄二 西村 賢 徳重 忠夫 渡辺 創 井上紀代子
関師 博規 有岡 浩一 高橋 透 鳥飼 謙二 太田 清海
前屋敷恵美

摘要